

別表十六(一)
「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることとまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。(3)の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

2 措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種 類	1								
構 造	2								
細 目	3								
取 得 年 月 日	4	・	・	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5								
耐 用 年 数	6		年		年		年		年
取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外	円
圧縮記帳による積立金計上額	8								
差引取得価額	9								
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10								
期末現在の積立金の額	11								
積立金の期中取崩額	12								
差引帳簿記載金額	13	外△		外△		外△		外△	
損金に計上した当期償却額	14								
前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外	
合 計	16								
		(13)+(14)+(15)							
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	17								
残存価額	18								
差引取得価額×5%	19								
		$(9) \times \frac{5}{100}$							
旧定額法の償却額計算の基礎となる金額	20								
		(9)-(17)							
旧定額法の償却率	21		円		円		円		円
算出償却額	22	()		()		()		()	
増加償却額	23	()		()		()		()	
計	24								
		$(21)+(22)$ 又は $(16)-(18)$							
算出償却額	25								
		$(16) \leq (18)$ の場合 $(18-1円) \times \frac{1}{60}$							
定額法の償却額計算の基礎となる金額	26								
		(9)							
定額法の償却率	27		円		円		円		円
算出償却額	28	()		()		()		()	
増加償却額	29	()		()		()		()	
計	30								
		$(27)+(28)$							
当期分の普通償却限度額等	31								
		(23)、(24)又は(29)							
特別償却限度額	32	外	円	外	円	外	円	外	円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33								
合 計	34								
		(30)+(32)+(33)							
当期償却額	35								
償却不足額	36								
		(34)-(35)							
償却超過額	37								
		(35)-(34)							
前期からの繰越額	38	外		外				外	
当期償却不足によるもの	39								
積立金取崩しによるもの	40								
合計翌期への繰越額	41								
		(37)+(38)-(39)-(40)							
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	42								
		$((36)-(39))$ と $((32)+(33))$ のうち少ない金額							
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43								
差引翌期への繰越額	44								
		(42)-(43)							
翌期額への内繰	45								
当期分不足額	46								
格組再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	47								
		$((36)-(39))$ と(42)のうち少ない金額							
備考									

P77~80参照

P80参照

別表十六(一) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることとなりますので、別表十六(九)の記載方法(P83～86参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号	00615	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第42条の5第1項第2号	00617	
	第42条の5第1項第3号	00619	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の10第1項	00622	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	
地域経済牽引事業 ^{けん} の促進区域内において特定事業用機械等 ^{けん} を取得した場合の特別償却	第42条の11の2第1項	00597	
地方活力向上地域等において特定建物等 ^{けん} を取得した場合の特別償却	第42条の11の3第1項	00568	
特定中小企業者等が経営改善設備 ^{けん} を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
中小企業者等が特定経営力向上設備 ^{けん} を取得した場合の特別償却	第42条の12の4第1項	00601	
認定特定高度情報通信技術活用設備 ^{けん} を取得した場合の特別償却	第42条の12の5の2第1項	00653 ※	

※ 区分番号「00653」は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行日以後に認定特定高度情報通信技術活用設備の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却	令和2年旧措置法第42条の12の6第1項	00628	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	第43条第1項の表の第1号	00631	
船舶の特別償却	第43条第1項の表の第2号の中欄のイ	00640	
	第43条第1項の表の第2号の中欄のロ	00642	
	第43条第1項の表の第2号の中欄のハ	00644	
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却（耐震基準適合建物等の特別償却）	令和2年旧措置法第43条の2第1項	00518	
	第43条の2第1項	00521	
被災代替資産等の特別償却	第43条の3第1項の表の第1号	00608	
	第43条の3第1項の表の第2号	00610	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	第44条の2第1項	00646	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
情報流通円滑化設備の特別償却	令和2年旧措置法第44条の5第1項	00633	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第1項の表の第1号	00120	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第2号	00527	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第3号	00530	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第4号	00533	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条第1項の表の第5号	00135	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における産業振興機械等の割増償却	平成27年旧措置法第45条第2項の表の第1号	00454 ※1	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第45条第2項の表の第1号	00573 ※1	
	第45条第2項の表の第2号	00560 ※2	
	平成26年旧措置法第45条第2項の表の第2号	00457 ※2	
	第45条第2項の表の第3号	00536 ※2	
	第45条第2項の表の第4号	00575	

※1 区分番号「00454」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00573」が該当します。

※2 区分番号「00457」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00536」が該当します。
なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00560」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項	00331	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第45条の2第2項	00648	
	第45条の2第3項	00650	
障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)	第46条第1項	00337	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	第46条の2第1項	00612 ※	

※ 区分番号「00612」は、平成30年度税制改正前に取得等をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、平成30年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第46条の2第1項)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
企業主導型保育施設用資産の割増償却	令和2年旧措置法第47条第1項	00635	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定都市再生建築物の割増償却	第47条第1項 (同条第3項第1号)	00466 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	「第47条第1項」、「平成31年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成27年旧措置法第47条の2第1項」 (「第47条第3項第2号」、「平成31年旧措置法第47条の2第3項第1号ロ」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第2号ロ」)	00469 ※	

※ 区分番号「00466」及び「00469」は、令和2年度税制改正前に取得等（「00469」にあつては、平成31年度税制改正後の取得等に限りません。）をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和2年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号（第47条第1項）を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	平成28年旧措置法第48条第1項	00349 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第48条第1項	00592 ※	

※ 区分番号「00349」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「00592」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」又は「第52条の2第4項」	00187	別表十六(一)「33」欄、 別表十六(二)「37」欄、 別表十六(三)「33」欄又は 別表十六(五)「31」欄 の金額